

発 監 理 第 5 9 号
令和5年3月13日

中能登森林組合 七鹿支所
支所長 山本 保夫 様

七尾市長 茶谷 義隆

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和5年3月13日から 令和5年3月26日まで 2週間
2 指名停止の理由	令和5年2月20日、七尾市発注の「令和4年度 いしかわ森林環境基金事業 緩衝帯整備業務委託」において、竹の伐採集積作業中に、下請け業者の作業員が伐った竹がつるに絡んでいたため、両手で引っ張り、つるを外そうとした所、上部から広葉樹の枝が落下し、右上腕に衝突し負傷した。 上記事実は、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」別表第1第7号（工事等関係者事故）に該当すると認められるため、指名停止とする。